

魚津市告示第165号

魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給要綱の一部改正について

魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給要綱（令和5年魚津市告示第105号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月28日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この要綱において、サービス事業者とは、<u>次の各号のいずれかに該当する者（国又は地方公共団体を除く。）であって、別表に定める区分のサービスの事業を行うものをいう。</u></p> <p><u>(1) 指定居宅サービス事業者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）</u></p> <p><u>(2) 指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項本文に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）</u></p> <p><u>(3) 指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）</u></p> <p><u>(4) 指定施設サービス等に係る事業者（法第48条第1項各号に規定する施設サービスに係る事業者をいう。）</u></p> <p><u>(5) 指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項本文に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）</u></p> <p><u>(6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）</u></p> <p><u>(7) 指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）</u></p> <p><u>(8) 指定障害福祉サービス事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。）</u></p> <p><u>(9) 指定障害者支援施設（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。）に係る事業者</u></p> <p><u>(10) 指定特定相談支援事業者（障害者総合支援法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）</u></p> <p><u>(11) 指定一般相談支援事業者（障害者総合支援法第51条の14第1項に規</u></p>	<p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この要綱において、サービス事業者とは、<u>介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定するサービス（別表に定めるものをいう。以下「サービス」という。）を提供する指定事業者をいう。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>定する指定一般相談支援事業者をいう。)</u></p> <p><u>(12) 指定障害児通所支援事業者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。)</u></p> <p><u>(13) 指定発達支援医療機関（児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。)</u></p> <p><u>(14) 指定障害児相談支援事業者（児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。)</u></p> <p>（給付金の支給）</p> <p>第3条 市長は、長引く物価高騰に伴う、電気、ガス、重油、ガソリンその他の光熱・燃料費及び食材料費の高騰を踏まえ、事業の性質上これらの価格変化を利用者に転嫁できないサービス事業者がサービスを継続して提供する体制を支援するため、予算の範囲内において給付金を支給する。</p> <p>2 <u>給付金の額は、サービス事業者が運営する事業所（以下「事業所」という。）1か所につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した額の合計額とする。この場合において、「定員数」とは、次条各号に掲げる区分において当該各号に掲げる基準日における事業所の定員数をいう。</u></p> <p><u>(1) 第1期給付金 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア <u>訪問系又は相談系の事業所 40,000円</u></p> <p>イ <u>通所系の事業所 定員数に6,000円を乗じて得た額</u></p> <p>ウ <u>入所系の事業所 定員数に15,000円を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 第2期給付金 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア <u>訪問系又は相談系の事業所 20,000円</u></p> <p>イ <u>通所系の事業所 法に規定する事業所にあつては定員数に4,400円を乗じて得た額とし、障害者総合支援法又は児童福祉法に規定する施設にあつては定員数に4,200円を乗じて得た額</u></p> <p>ウ <u>入所系の事業所 法に規定する事業所にあつては定員数に12,800円を乗じて得た額とし、障害者総合支援法又は児童福祉法に規定する事業所にあつては定員数に12,600円を乗じて得た額</u></p>	<p>（給付金の支給）</p> <p>第3条 市長は、長引く電気、ガス、重油等及びガソリン代の物価高騰を受け、<u>物価高騰等の影響を利用者に転嫁できないサービス事業者に対し、サービスを継続して提供する体制を支援するため、予算の範囲内において給付金を支給する。</u></p>

改正後	改正前
<p>3 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業所にあつては、法、障害者総合支援法又は児童福祉法の関係規定に基づく全ての指定を受けたサービス事業の指定をもって1の事業所とみなして給付金の額を算定する。</u></p> <p><u>(1) 法に基づく訪問系の事業所</u></p> <p><u>(2) 障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく訪問系の事業所</u></p> <p><u>(3) 障害者総合支援法又は児童福祉法に基づく相談系の事業所</u></p> <p>(支給の対象)</p> <p>第4条 <u>給付金の支給の対象となるサービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる基準日において、魚津市内でサービスを提供しているものとする。ただし、令和6年3月31日までの間において当該サービス事業者に係る事業の全部の廃止又は全部の休止の予定がないものに限るものとする。</u></p> <p><u>(1) 第1期給付金 令和5年4月1日</u></p> <p><u>(2) 第2期給付金 令和5年10月1日</u></p> <p>(給付金の支給申請)</p> <p>第5条 <u>給付金の支給を受けようとするサービス事業者は、魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給申請書(様式第1号)及び口座振込申出書(様式第2号)により、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の申請は、次の各号に掲げる区分において、当該各号に掲げる期間中に行わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第1期給付金 令和5年7月1日から7月31日まで</u></p> <p><u>(2) 第2期給付金 令和6年1月5日から1月31日まで</u></p> <p>3 <u>第1項の申請を郵送により行う場合は、当該郵送に係る消印の日が、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号の期間内の日でなければならない。</u></p> <p>4 <u>前2項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により第2項の期間内に申請ができなかったと市長が認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>5 <u>第1項の規定にかかわらず、第1期給付金の支給申請の際に口座振込申出書を市長に提出したサービス事業者が第2期給付金の支給申請を行うときは</u></p>	<p>(支給の対象)</p> <p>第4条 <u>給付金の支給の対象となるサービス事業者(以下「支給対象事業者」という。)は、令和5年4月1日時点において、魚津市内でサービスを提供し、かつ、令和6年3月31日までの間において廃止又は休止の予定がない法人(国又は地方公共団体を除く。)とする。</u></p> <p>(給付金の支給額)</p> <p>第5条 <u>給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、1支給対象事業所につき当該各号に定めるとおり算定した額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 訪問系・相談系の事業所 40,000円</u></p> <p><u>(2) 通所系の事業所 定員数に6,000円を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 入所系の事業所 定員数に15,000円を乗じて得た額</u></p> <p>2 <u>前項の定員数は、令和5年4月1日現在のものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>、第2期給付金に係る振込口座が第1期給付金と同一の場合に限り、当該申請に当たっては口座振込申出書の添付を要しない。</u></p> <p><u>(給付金の支給決定)</u></p> <p><u>第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、給付金の支給の可否を決定し、魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給決定通知書（様式第3号）又は魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給却下通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>(給付金の支給申請の勧奨)</u></p> <p><u>第7条 市長は、第3条第1項に規定する給付金の趣旨を踏まえ、給付金の支給対象となるサービス事業者が漏れなく給付金の支給を申請することができるよう、第5条第2項各号の規定による申請期間に先立って、これらのサービス事業者と同条第1項に規定する申請書等を送付し、給付金の支給申請を勧奨するものとする。</u></p> <p><u>(不当利得の返還)</u></p> <p><u>第8条 市長は、給付金の支給を受けたサービス事業者が偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたと認めるときは、既に支給した給付金の全部又は一部を返還させることができる。</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	<p><u>(申請受付開始日及び申請期限)</u></p> <p><u>第6条 給付金に係る申請受付開始日は、令和5年7月1日とする。</u></p> <p><u>2 申請期限は、令和5年7月31日までとする。ただし、市長は、やむを得ない事情が生じたと認めるときは、申請期限を延長することができるものとする。</u></p> <p><u>(申請書等の送付)</u></p> <p><u>第7条 市長は、支給対象事業者に対し、魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び口座振込申出書（様式第2号）を送付する。</u></p> <p><u>(給付金の支給申請等)</u></p> <p><u>第8条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書及び口座振込申出書を郵送により市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 郵送による申請は、消印の日が第6条第2項に定める申請期限を超えないものを有効とする。ただし、市長がやむを得ない事情が生じたと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(支給の決定)</u></p> <p><u>第9条 市長は、前条第1項の規定による申請書が提出されたときは、給付金支給の可否を決定し、魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給決定通知書（様式第3号）又は魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給却下通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定により給付金の支給を決定した申請者に対し、口座振</u></p>

改正後	改正前
<p>別表（第2条関係） 【別記1】</p> <p>様式第1号（第5条関係） 【別記2】</p> <p>様式第2号（第5条関係） 【別記3】</p> <p>様式第3号（第6条関係） 【別記4】</p> <p>様式第4号（第6条関係） 【別記5】</p>	<p><u>込により給付金を支給する。</u></p> <p><u>（不当利得の返還）</u></p> <p><u>第11条 市長は、給付金の支給を受けたサービス事業者が偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けたと認めたときは、既に支給した給付金の全部又は一部を返還させることができる。</u></p> <p><u>（その他）</u></p> <p><u>第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> <p>別表（第2条関係） 【別記1】</p> <p>様式第1号（第7条関係） 【別記2】</p> <p>様式第2号（第7条関係） 【別記3】</p> <p>様式第3号（第9条関係） 【別記4】</p> <p>様式第4号（第9条関係） 【別記5】</p>

別表（第2条関係）

サービス事業の区分	給付金の区分	サービス事業の根拠法
訪問介護	訪問系	介護保険法
訪問看護	訪問系	介護保険法
訪問リハビリテーション	訪問系	介護保険法
訪問入浴介護	訪問系	介護保険法
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問系	介護保険法
居宅介護支援	相談系	介護保険法
介護予防支援	相談系	介護保険法
通所介護	通所系	介護保険法
通所リハビリテーション	通所系	介護保険法
地域密着型通所介護	通所系	介護保険法
認知症対応型通所介護	通所系	介護保険法
介護老人福祉施設	入所系	介護保険法
介護老人保健施設	入所系	介護保険法
介護医療院	入所系	介護保険法
地域密着型介護老人福祉施設	入所系	介護保険法
短期入所生活介護（単独施設に限り、基準該当事業所を含む。）	入所系	介護保険法
認知症対応型共同生活介護	入所系	介護保険法
小規模多機能型居宅介護	入所系	介護保険法
居宅介護	訪問系	障害者総合支援法
重度訪問介護	訪問系	障害者総合支援法
同行援護	訪問系	障害者総合支援法
行動援護	訪問系	障害者総合支援法
計画相談支援	相談系	障害者総合支援法
地域相談支援	相談系	障害者総合支援法
生活介護	通所系	障害者総合支援法
重度障害者等包括支援	通所系	障害者総合支援法
自立訓練	通所系	障害者総合支援法
就労移行支援	通所系	障害者総合支援法
就労継続支援	通所系	障害者総合支援法
就労定着支援	通所系	障害者総合支援法
自立生活援助	訪問系	障害者総合支援法
療養介護	入所系	障害者総合支援法
短期入所	入所系	障害者総合支援法
施設入所支援	入所系	障害者総合支援法
共同生活援助	入所系	障害者総合支援法
児童発達支援	通所系	児童福祉法
医療型児童発達支援	通所系	児童福祉法
放課後等デイサービス	通所系	児童福祉法
居宅訪問型児童発達支援	通所系	児童福祉法
保育所等訪問支援	通所系	児童福祉法

<u>障害児入所支援</u>	<u>入所系</u>	<u>児童福祉法</u>
<u>障害児相談支援</u>	<u>相談系</u>	<u>児童福祉法</u>

別表（第 2 条関係）

区分	入所施設	その他 (訪問系、通所系等)
介護サービス事業所種別	<u>1 特別養護老人ホーム</u> <u>2 介護老人保健施設</u> <u>3 介護医療院</u> <u>4 地域密着型特別養護老人ホーム</u> <u>5 短期入所生活介護（単独施設）（※基準該当事業所を含む。）</u> <u>6 認知症対応型共同生活介護</u> <u>7 小規模多機能型居宅介護</u>	<u>(訪問系)</u> <u>8 訪問介護</u> <u>9 訪問看護</u> <u>10 訪問リハビリテーション</u> <u>11 訪問入浴介護</u> <u>12 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u> <u>8 から 12 まで複数のサービスの指定を受けている場合は、一つの事業所とみなす。</u>
		<u>(通所系)</u> <u>13 通所介護</u> <u>14 通所リハビリテーション</u> <u>15 地域密着型通所介護</u> <u>16 認知症対応型通所介護</u>
		<u>(相談系)</u> <u>17 居宅介護支援</u>
障がい福祉サービス事業所種別	<u>18 施設入所支援</u> <u>19 障害児入所支援</u> <u>20 療養介護</u> <u>21 短期入所</u> <u>22 共同生活援助</u>	<u>(訪問系)</u> <u>23 居宅介護</u> <u>24 重度訪問介護</u> <u>25 重度障害者等包括支援</u> <u>26 同行援護</u> <u>27 行動援護</u> <u>23 から 27 まで複数のサービスの指定を受けている場合は、一つの事業所とみなす。</u>
		<u>(相談系)</u> <u>28 計画相談支援</u> <u>29 障害児相談支援</u> <u>30 地域相談支援</u> <u>28 から 30 まで複数のサービスの指定を受けている場合は、一つの事業所とみなす。</u>

		<p>(通所系)</p> <p>※<u>基準該当事業所又は共生型サービス事業所は除く。</u></p> <p><u>31 生活介護</u></p> <p><u>32 自立訓練</u></p> <p><u>33 就労移行支援</u></p> <p><u>34 就労継続支援</u></p> <p><u>35 就労定着支援</u></p> <p><u>36 児童発達支援</u></p> <p><u>37 居宅訪問型児童発達支援</u></p> <p><u>38 医療型児童発達支援</u></p> <p><u>39 放課後等デイサービス</u></p> <p><u>40 保育所等訪問支援</u></p>
--	--	---

様式第1号（第5条関係）

魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給申請書

年 月 日

(宛先) 魚津市長 宛

(申請者) 住所
名称

代表者職氏名

魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金について、次のとおり申請します。

事業所内訳は、別紙のとおりです。

申請金額（合計）									円
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

担当者連絡先（日中、連絡がつく連絡先をご記入ください。）

事業所名	
ふりがな	
担当者氏名	
連絡先	

魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給申請書

年 月 日

(宛先) 魚津市長 あて(申請者) 住所
名称

代表者職氏名

魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金について、次のとおり申請します。

事業所内訳は、別紙のとおりです。

申請金額（合計）									円
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

担当者連絡先（日中、連絡がつく連絡先をご記入ください。）

事業所名	
ふりがな	
担当者氏名	
連絡先	

口座振込申出書

振込先口座

銀行名		銀行 ・ 信用金庫 信用組合・農業協同組合 労働金庫 信用漁業協同組合連合会
支店名		本店 支店 出張所
預金種目 口座番号	普通預金 ・ 当座預金	口座番号 (右詰めで御記入ください。)
フリガナ		
口座名義		

※申請者と口座名義が異なる場合は、下記の委任状に申請者の記名・捺印が必要です。

.....
委任状

受任者 (口座名義人)	住所
	氏名

私は、上記の者をもって代理人と定め、特別給付金の受領に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

魚津市会計管理者 様

委任者 (申請者)	住所	印
	名称	
	職氏名	

口座振込申出書

振込先口座

銀行名		銀行 ・ 信用金庫 信用組合 ・ 農業協同組合 労働金庫 信用漁業協同組合連合会
支店名		本店 支店 出張所
預金種目 口座番号	普通預金 ・ 当座預金	口座番号 (右詰めで御記入ください。)
フリガナ		
口座名義		

※申請者と口座名義が異なる場合は、下記の委任状に申請者の記名・捺印が必要です。

.....
委任状

受任者 (口座名義人)	住所
	氏名

私は、上記の者をもって代理人と定め、特別給付金の受領に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

魚津市会計管理者 様

委任者 (申請者)	住所	印
	名称	
	職氏名	

【別記4】

改正案

様式第3号（第6条関係）

魚津市指令 第 号

（申請者所在地）

（名称）

（代表者職氏名）

魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金については、魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給要綱 第6条の規定により、金 円を支給します。

年 月 日

魚津市長

印

【別記 4】

現行

様式第 3 号 (第 9 条関係)

魚津市指令 第 号

(申請者住所)

(名称)

(代表者職氏名)

魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金については、魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給要綱第 9 条第 1 項の規定により、金 円を支給します。

年 月 日

魚津市長

印

【別記5】

改正案

様式第4号（第6条関係）

魚津市指令 第 号

（申請者所在地）

（名称）

（代表者職氏名）

魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給却下通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金については、魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給要綱第6条の規定により、下記のとおり不支給と決定したので通知します。

年 月 日

魚津市長

印

記

理由 :

【別記 5】

現行

様式第 4 号 (第 9 条 関係)

魚津市指令 第 号

(申請者住所)

(名称)

(代表者職氏名)

魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金支給却下通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市介護・福祉サービス事業者特別給付金については、下記により不支給と決定したので通知します。

年 月 日

魚津市長

印

記

理由 :

附 則

この告示は、公表の日から施行する。